

住宅を取得後、上越市に転入する人
(転入から 6 か月以内に申請書を提出)

上越市移住定住応援住宅取得費補助金 交付申請時提出書類チェックシート

- 補助金交付(変更)申請書(第1号様式)
- 誓約書(第2号様式)
- 申請年度及び前年度の市区町村税に未納がないことを確認できる書類(納税証明書等)
※各年度の課税基準日において当市への転入手続きがお済の方は、提出不要です。
(お済でない方は転入前の住所地の市区町村から取り寄せてください。)
 《課税基準日》1月1日：市町村民税、固定資産税
 4月1日：軽自動車税

※年度当初に申請される場合において、前住所地の市区町村から納税証明証を交付できないとの連絡がありましたら、担当までその旨をお知らせください。
- 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し
 ※申請者本人が転入する場合は、申請者分のみを提出してください(世帯員分は不要)。
- 母子健康手帳、または申請者・世帯員が妊娠していることを確認できる書類の写し
 ※妊婦を含む世帯の方が申請する場合のみ提出してください。
- 住宅の取得に係る契約書と契約額の内訳の分かる書類(見積書等)の写し
 ※契約内容に変更があった場合は、変更内容の分かる資料を添付してください。
- 住宅の取得費用を支払ったことが確認できる書類の写し(領収書の写し、金融機関からの振込が確認できる書類の写しなど)
 ※契約額(変更契約後)と一致する額分の領収書等の写しを添付してください。
- 住宅の登記事項証明書、その他住宅の所有者及び取得日を確認できる書類の写し
- 建築基準法に規定する確認済証、又は建築工事届で経由印が押されたものの写し
 ※住宅を新築した人のみ
- 住宅の現況写真
 - ・新築又は購入した住宅の全体を撮影
 - ・A4サイズの紙にL判(89×127mm)以上で印刷し、撮影年月日を記入

《住宅の取得日とは》

- ・住宅の新築 「新築に係る工事が完了した日」又は「工事費用の支払が完了した日」のいずれか遅い日
 - ・建売住宅の購入
 - ・中古住宅の購入
- } 購入費用の支払が完了した日

※住宅の取得と当市への転入、補助金交付申請のタイミングにより、保存等登記の申請日と当市への転入日が逆になった場合、補助金を交付できないことがあります。